

移住外国人女性における国際離婚と子育てに関する研究

南野, 奈津子

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

76

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

75

(発行年 / Year)

2016-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012805>

移住外国人女性における国際離婚と子育てに関する研究

人間社会研究科 人間福祉専攻

博士後期課程3年 南野 奈津子

1. はじめに

本研究の目的は、日本人と結婚した外国人女性（以下、移住外国人女性）が国際離婚を経て経験する、子育てにおける困難とネットワークの関係を明らかにすることである。平成27年6月末における在留外国人数は2,17万2,892人となり（法務省 2015）、人口の約1.62%を占める。日本の老年人口が26.3%であるのに対し、外国人は約7%となっており（総務省 2015）、労働人口にあたる世代の外国人が日本に来日後、結婚して子どもをもうけたり、母国から子どもや妻を呼び寄せて家族で生活を営んだりすることも多い。それに伴い、子育てや家族問題への支援の必要性も高まっている。外国人が日本で子育てをする際、文化の違いや地域の社会資源の活用へのアクセスが困難であるといった事により苦勞する家族は少なくないが、なかでも日本人と結婚した外国人女性（以下、移住外国人女性）は深刻、かつ固有な福祉課題を抱えることが先行研究で示されている（南野 2014）。さらに、彼女らが離婚後母子世帯として子どもを養育する場合、経済困窮に加えて社会的な孤立やストレスを含む複合的困難を経験し、その影響が子どものウェル・ビーイングにも及ぶ事例も少なくない。

日本における母子世帯の母親の貧困率は50.8%と、先進国でも突出して高い（内閣府 2014）。母子世帯の母親は、子育てと仕事の両立、経済困窮、DV被害経験などによる精神的ストレス、養育困難などを経験する。移住外国人女性がひとり親となった場合、もともと日本に存在する、母子世帯をめぐる厳しい状況に加えて外国人ゆえの困難も経験することで、より一層厳しい状況を経験していることは想像に難くない。しかし実際には、移住外国人女性が離婚以降に子どもを養育するなかで、どのような困難を経験し、一方ではどのようなフォーマル・インフォーマルネットワークのつながりを持ちながら生活を営んでいるかについては、研究が十分に行われていない。

子育ては、個人の能力や資質だけではなく、個人が有する社会とのつながり、そしてつながる力の影響を受ける。また、子育てにおいて活用するフォーマル・インフォーマルネットワークは、子どもの発達段階の移行に伴い変化する。それらを踏まえると、社会資源へのアクセスが限定されがちな外国人女性で、さらには社会的孤立を経験することも少なくない母子世帯の母親である場合には、どの時期にどのようなネットワークとつながりを有することができるかが、母と子ども、それぞれのウェル・ビーイングにおいて重要となる。そして、母子世帯や外国人女性固有の困難が形成されるまでの過程を子育て期との関連のなかで明らかにすることが、移住外国人女性の母子世帯に対する有効な支援のあり方を検討するうえで重要となる。そこで本研究では、「日本人と結婚して現在日本で生活をしており、その後離婚を経験して子どもを養育している外国人女性」を対象として、彼女らが子育て期においてどの時期に福祉課題や養育問題を経験し、その際につながりを有したフォーマル・インフォーマルネットワークとの関係を分析することで、彼女らに対する支援のあり方について提言を行う。

Ⅱ．先行研究の整理

1. 移住外国人女性と国際結婚

平成 26 年における国際結婚は、2 万 1488 件で、全婚姻の 3.3% を占める（厚生労働省 2015a）。そのうち、妻が外国人の婚姻は 1 万 5,442 件で、全体の約 72% を占めている。移住外国人女性の国籍は、最も多い順に中国、フィリピン、韓国と続く。国際結婚の離婚率は全離婚の約 6.4% で、婚姻率を大きく上回る。

1980 年代に自治体が国際結婚の仲介業者とともに過疎化対策として仲介を行ったこと（嘉本 2009）、また「興行」の在留資格をもつ女性の来日が増加したこともあり、1985 年頃より国際結婚件数が急増した。しかし、オーストラリアにおける国際結婚でのフィリピン人女性に対するドメスティック・バイオレンス（DV）が問題となり、フィリピン政府が結婚紹介などを禁止したこともあり、日本でも「興行」での在留資格の発給が 1990 年代より厳しくなった。以降、主に仲介業者があっせんを継続して行う現状にある（佐竹 2009）。

本研究の協力者の出身国であるフィリピンは、移民推進政策を進めてきた歴史をもつ国であり、海外就労は外貨獲得の手段となっている。国外からの送金額は、インド（700 億ドル）、中国（388 億ドル）に次いで世界第 3 位（約 240 億ドル）となっており、上位 2 国の人口規模と比較すれば、いかにフィリピンの送金が多額であるかがわかる（新田目 2015）。フィリピンに暮らす人々にとって、移住労働者からの送金は家計を支えるものとして重要な位置を占め、2012 年の家計調査によれば、約 27% の世帯に送金所得がある（新田目 2015）。送金元の国としては、アメリカ、カナダ、サウジアラビア、イギリスに続き日本は第 5 位に位置し、移住労働先として主要な国のひとつとなっている（International Organization for Migration 2015）。2014 年における日本の在留フィリピン人は 20 万 9,183 人で（平成 26 年版 出入国管理）、定住につながる在留資格（永住者、日本人の配偶者等、定住者）を有するものが約 70% を占める。しかし、定住者として位置づけられる在留資格を有している現在でも、母国に送金を続けるものが多いことは、本研究のインタビューでも明らかになっている。

フィリピンの例に示されるような、移住外国人女性の出身国が有する社会経済的な構造は、国際結婚夫婦の力関係にも影響を与えている。中国人の場合、日本人との国際結婚は農村出身者、都市部でのリストラ女性など低所得層が多く、一方の日本人男性も日本人女性との結婚が困難な低所得層、農村部の男性が多い傾向がある。国際結婚の仲介業者は、男性が優位に立てるような表現を多用するため、「よく仕える」「明るい」女性像が男性側に刷り込まれていく。こうした刷り込みに加え、先進国男性と途上国女性との支配関係、中国における農村女性や離婚女性、都市部のリストラ女性への蔑視傾向、日本での同化圧力、農家の嫁の役割強制などが中国女性を移住先の社会で周縁化させる構造になっていることを、賽漢（2009）は指摘している。フィリピン人女性は、貧困の脱却が移住労働の要因のひとつであり、移住先国では、もてなしや優しさなど「女性らしさ」が期待される分野で就労することも多い（齋藤 パタヤ・ルアンケーオ 2011）。特にアジアからの移住外国人女性と日本人男性の国際結婚は、二者間の恋愛感情のみならず、国の経済構造、そして男女間の力の不均衡の影響も受けている。初瀬（2009）は、こうした構造の中で、家庭生活における日本文化重視の強制、家族扶養の拒否や DV が行われたり、離婚の際には在留資格を盾にして離婚の自由が制限されたり、ビザの更新を拒否されたりするといった人権侵害が行われていると指摘する。

2. 移住外国人女性の子育て

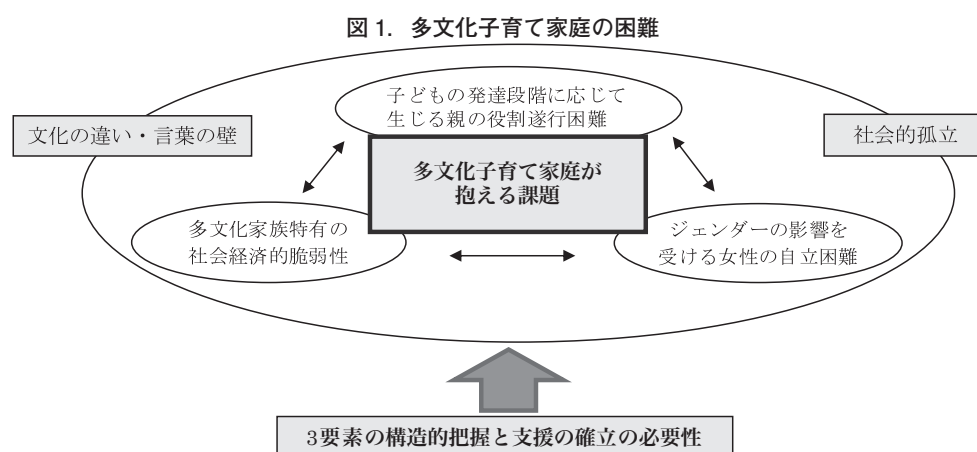
外国人母親は、出産期には帝王切開や疼痛緩和、栄養摂取等分娩にまつわる文化や医療システムの違いを経験している（高橋ら 2007；鶴岡 2008）。また、保育においては、しつけや行事についての理解に対する困難（南野 2013）、言語の違いや教育などにおいても外国人特有の悩みを抱えやすい（武田 2007）と指摘される。また、保育所では保育者から子ども扱いを受けたり、早口での対応や話をゆっくり聞いて貰えなかったりした等、不当な扱いを受けたと感じる経験がある外国人保護者がいることも示された（堀田 2008）。

教育では、三田村ら（2010）は外国人保護者を対象とした調査により、親は授業システムやいじめ等に関する問題、そして日本語の問題と母国語や母文化の伝達に不安を抱えていることを示している。これらに加えて、

適応、言語能力の不足、アイデンティティの確立困難、学力の伸び悩み、母語保持の困難等、課題は多岐にわたる（于 2008）。親は外国人だが日本で生まれた子どもは、母国文化や母語によって幼少期を過ごし、日本の学校に入学後は日本語により、日本文化に基づく教育を受ける。それにより、彼らは日常会話が出来ても十分な日本語能力を持つことはできず（イシカワ 2010）、母語・日本語それぞれが不十分な発達の状態である「ダブルリミテッド」となることで、学校での学習で苦勞する経験をもつことが多い。児島（2008）は、親の労働環境に起因する頻繁な移動も、日系ブラジル人の子どもの学校からの離脱や対人関係構築の困難を引き起こす要因になるとともに、就学における支援制度の不備、情報欠如や進路相談での支援不足等、学校側の体制も子どもの就学困難に影響を与えると指摘する。また、鍛冶（2007）は中国人生徒の例で渡日時期、具体的には就学前の来日や中学生時の来日等も学校への適応や非行行動に影響を与えることを示している。このことから、家族の社会経済的環境と子どもの発達段階も子どもの教育問題に影響を及ぼすことがわかる（関口 2007）。日本の学校の同化圧力や異文化への不寛容さも一因となり、エスニックコミュニティに吸収されたり準拠集団を求めて非行グループの一員となったりして、地域で問題が顕在化するケースも生じる（中谷ら 2006）。外国人非行少年は、貧困率や最終学歴が中学卒の割合、そして犯行理由が困窮を背景とするものの割合が高く（法務総合研究所 2012）、多文化子育て家庭に育つ子どもが周縁化する実態がある。さらに、子どもが学校に通うことで親よりも早く日本に適応するケースでは、子どもが親をサポートする関係が形成されることで親が子どもに依存したり、子どもが親を下位にみなして言うことを聞かなくなったりする（国際移住機関（IOM）2008）等、親子関係の力動変化や摩擦を生むこともある。

これらの困難は、「文化の違い・言葉の壁」、そしてフォーマル・インフォーマルネットワークにつなぐに
 くい状態が引き起こす「社会的孤立」に加え、「子どもの発達段階に応じて生じる親の役割遂行困難」「ジェン
 ダーの影響を受ける女性の自立困難」「多文化家族特有の社会経済的脆弱性」、が複合的に重なりながら生じて
 いる（図1；南野 2015）と整理できる。

外国人母親のなかには、同国人の夫や友人等、母国コミュニティのインフォーマルサポートに支えられるも
 のも多く、そうした存在が彼女らの精神的健康度を左右することもある（今村ら 2004；鶴岡 2008）。外国
 人母親は、夫や家族へ強く依存している（ユン 2004）こともあるが、その背景には、本来社会資源として整
 備されるべき通訳等を家族が担っていることも少なくない状況、そして家族からの抑圧や社会とのつながりが
 希薄であることも影響を与えているとも考えられる。



（南野 2015）

こうした課題に加え、移住外国人女性の子育て家庭が困窮や孤立に陥りやすいことは、いくつかの統計によっ
 て示されている。平成 26 年度の生活保護受給者に占める外国人世帯数は月別平均では 45,855 世帯（厚生労働
 省 2015b）となっている。また、母子生活支援施設の新規入所者 11.9% を外国人が占める等（厚生労働省
 2013）いずれも日本人の構成比よりも高い。こうしたことから、外国人家庭は一般的な子育てニーズのみなら
 ず、社会的・経済的なニーズも抱えていることがわかる。

3. 多文化子育て家庭へのソーシャルワーク実践

田中（2010）は児童相談所での支援事例をもとに、そして李（2004）はNPOによるDV被害外国人女性への支援実践例などをもとに、多文化に配慮したソーシャルワークが地域で実践される重要性を指摘してきた。外国人への支援については、石河（2003）や武田（2009）、寺田（2006）らにより、援助モデルが整理されてきた。最近の10年ほどで専門職団体での研修等で多文化ソーシャルワークも扱われており、近年は人材養成のあり方についても研究が進められる（日本社会福祉士会 2015）など、多文化家族へのソーシャルワーク実践に関する研究は増えている。それらの先行研究では、多言語体制の整備（川村 2004）や当事者のエンパワメント（武田 2004）等にも言及するものの、深刻な福祉問題である児童虐待やドメスティックバイオレンスに関する研究は蓄積されていない。米国では、移民背景や民族的属性の違いと虐待のパターンやリスク要因、貧困特性等子どもの不利との関係に関する比較研究が行われて（Dettlaff & Ilze Earrer 2012；Joo 2013）おり、こうした個別的問題に踏み込んだ研究も含め、質・量それぞれで研究の蓄積が求められる。

本研究が対象とする移住外国人の母子世帯については、背景にDV被害の問題も含まれるため、外国人としての文化的配慮に加え、DV被害者支援や文化的差異が生む就労困難を踏まえた生活再建への支援が必要とされる（寺田 2009）。また、カラカサン（2013）の調査は、フィリピン人女性の結婚後無職から無職・パートへの移行率が高い事を示している。女性が離婚に至った場合に経済的自立を困難にさせる状況があり、夫や近親家族への依存が強化されると示唆される。女性の自立支援を支える支援が、離婚以前より提供されることも必要であると思われる。

Ⅲ. 研究方法

本研究は、インタビュー調査によるライフヒストリー分析である。被調査者は、N自治体の介護人材派遣業を行う会社、そしてT自治体で外国人支援を行っているNPO法人の協力により紹介を受け、計17名に対し、非構造化面接を行った。インタビュー調査は、2015年4月より9月に行われ、口頭及び書面による女性の同意を得たうえで、ICレコーダーでの録音と口述筆記を行った。調査は、法政大学倫理審査委員会の承認を得て実施した。

本研究では、インタビューを実施した17名のうち、①子どもの年齢が小学校に達している②国際離婚を経験している③子育ての過程において何らかの生活困難の経験をもつ、という要素を満たす7名を分析対象とした。被調査者の概要は表1の通りである。調査対象者の平均年齢は45歳で、すべてフィリピン出身であった。対象者は全員、自国にて興行関係のプロダクションに所属したうえで、「興行」の在留資格を得て来日しており、調査時における平均滞日年数は25.2年である。全員が勤務先に客としてきた男性と結婚しており、元夫との平均年齢差は9.4歳、平均子ども数は3.7人であった。

調査対象者のうち6名が現在、あるいは過去に生活保護を受給していた。残りの1名は生活保護の受給はなかったが、インタビュー調査からは、生活保護水準に近いと判断できる状況であった。

表 1. 被調査者の概要

番号	年齢	国籍	来日時 在留資格	滞日年数	元夫の職業	結婚時 年齢	第1子 出産時年齢	元夫との 年齢差	子どもの数
No.1	45	フィリピン	興行	28	建築業	21	22	21	4
No.2	43	フィリピン	興行	20	溶接業	25	24	1	2
No.3	43	フィリピン	興行	25	飲食業	26	27	0	1
No.4	41	フィリピン	興行	25	公務員	19	23	14	2
No.5	37	フィリピン	興行	20	事務職	20	24	31	4
No.6	52	フィリピン	興行	36	建築業	31	23	-4	6
No.7	40	フィリピン	興行	20	新聞配達業	30代	19	3	7

分析では、子育て家庭の困難として先行研究、及び図1（南野 2015）を参考にしたうえで、「ネットワークからの疎外」「外国人固有の脆弱性」「ジェンダーに起因する困難」、そして母子世帯に関連する課題として「社会的・経済的脆弱性」「心身のストレス」を抽出し、「移住外国人女性の困難の複合性」として整理した（図2）。各要素の定義は表2の通りである。困難を改善する方向に作用したライフイベントについては+を付記した。例えば「女性の就労」というライフイベントを「D+」とすることで「経済的脆弱性の改善」を示した。さらに、それぞれの要素を単独、かつ組み合わせによりA、B、C、AB、AC、BC、ABC、D、Eの9分類で示し、インタビューデータから得られた情報を9分類に当てはめることで、抱える課題の傾向を分析した。

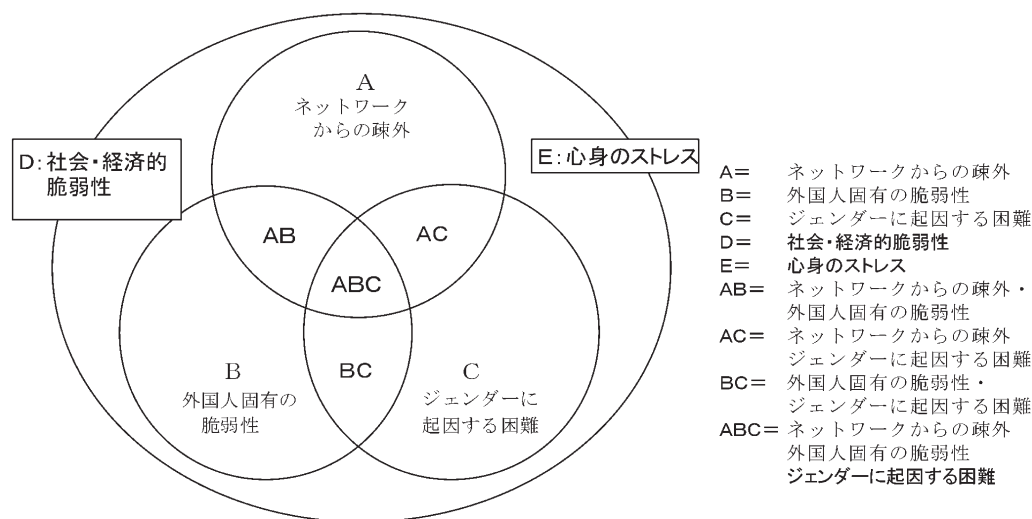
表2. 各カテゴリーの内容

記号	要素	定義
A	ネットワークからの疎外	母国家族、友人などのインフォーマルネットワーク及び福祉制度情報や支援者との接点を阻害する出来事や状況
B	外国人固有の脆弱性	日本語理解力の不足、文化の違いに対する理解や日本文化への統合困難の影響を受ける社会活動の制限
C	ジェンダーに起因する困難	男性や男性家族に対して女性を劣位におく構造や出来事
D	経済的脆弱性	困窮、不安定な雇用状況や社会的環境など
E	心身のストレス	心身ストレスやそれらの影響を受けた体調不良の経験
A+	ネットワークの発展	人や機関、サービスとのつながりを生じさせる出来事や状況
D+	経済的脆弱性の改善	フォーマル、インフォーマルな形での経済的支援

本分析では、岩田（1995）が用いた「ツリー法」の概念を参考にした。岩田は、ホームレスなどの不定住的貧困者における問題形成過程の分析において、生活歴の断片的な過程をつなぎ合わせて、ある対象者がどの時点のどの事項との関係で、どのような状況に至っているか、そしてそれらがどのような困難状況に結びついていったかをケースごと、時点事項ごとに判定する方法を用いた。本研究では「問題を抱える人の形成過程と構造を把握すべく、類型分析を行う」（岩田 pp241）という概念を基に、各時期で語られたライフイベントを一覧化したうえで、「移住外国人女性の困難の複合性」（図2）に照らし合わせながら、それぞれの時期で経験した課題を「調査対象者の困難とネットワークの推移」（表3）として整理することで、問題の構造及び推移を把握した。

ライフヒストリーデータは、子どもの発達段階に基づいて①結婚後から妊娠・出産前②出産期③乳幼児期④小学校就学、の区切りを設定した。それぞれの区切りにおいて経験した困難、ネットワークの発展や社会・経済的状況の動きに対して記号を割り当てることで、子育て期の移行に伴い出現する困難、及び社会ネットワークや支援の関係を分析した。

図2. 移住外国人女性の困難の複合性



Ⅳ. 結果

対象者の状況を表3に示す。

表3. 調査対象者の困難とネットワーク

	結婚後～出産前	出産期	就学前	小学校就学
No.1	ABC 義母の同居拒否 ABC 義母の孫拒否 A 夫からサポート無し ABC 義母による知人づきあい制限 AB サポート資源情報知らず	ABC 義母からはサポートなし D 夫がギャンブルで帰宅せず ABC 義母が知人づきあい制限 A サポート資源情報知らず E ストレスで体調不良	AC 義母が就園に反対 D 夫がギャンブルで帰宅せず ABC 義母が知人づきあいに干渉 A サポート資源情報知らず A+ 幼稚園の先生による教育的支援 D+ アルバイトを始める A+ 母国家族から帰国を勧められた	D 夫の借金で学校の経費払えず D 生活保護申請却下 A+ 子どもの親との情報共有 A+ 小学校の先生による教育的支援 D+ 工場勤務 A+ 義母の干渉の拒否・自分の意思発信
No.2	ABC 義母による知人づきあい制限 B 産科での医師の説明理解困難 AB サポート資源情報知らず	ABC 義母による知人づきあい制限 D 夫が無職でパチンコ通い A 義母は夫のギャンブルを信じず A+ 母国の親が出産期来日	AC 夫が幼稚園就園に反対 BC 義母の拒否・帰国を促された A+ 幼稚園の先生・付設教会による支援 D+ アルバイト・友人拡大	D 夫がお金を出さず自分でやりくり AC DVから避難後調停離婚 A+ NPO法人による避難のアドバイス A+ DVからの避難・帰国
No.3	A 出産時の孤独 A+ 同国人友人による支援 ABC 同国人友人との付き合いに夫が否定的 出産時には夫がサポート	A 夫との頻繁な喧嘩	D 別居後調停離婚 B 日本人の子どもだが手当対象外 B 母国家族による子どもの養育	B 年に数回子どもと会う生活 A+ 姉(日本人と結婚後離婚)と同居 D+ 介護職に従事 A+ 子どもの祖父母とは連絡あり
No.4	BC 義母との関係不和 BC 夫の浮気と暴力/仕送りの拒否 D 仕送り費用を稼ぐためバブで仕事	ABC 夫の暴力で家から追い出される A+ 飲食店の客による避難支援 C 夫の暴力 A+ 定期的に帰国	D 離婚 E 次男が未熟児で出生 D+ 次男の妊娠と同時に生活保護受給 B 母国家族による長女を養育 A+ 店の客による手続き支援 AB 夜の仕事を無認可保育費用払えず	AB 学校関係の言葉の理解が困難 A+ 日本語教室など情報なし A+ 飲食店の客による学校書類対応の支援 B 学校の先生のサポートはなし B 子どもの呼び寄せ
No.5	ABC 夫による干渉・同国人づきあいに拒否的 E 生活全般でのストレス E 夫との喧嘩回避のため2ヶ所就労	C 出産への不安 A+ 出産後母国に一時帰国 C 夫との喧嘩が増え離婚	A+ 同国人男性と同居 B 同国人男性の在留資格ないため就労 C 子育て・就労の両立で疲労 B 保育所より子どもの言葉遅れの指摘 教会によるNPOの紹介	B 同国人パートナーが超過滞在で被收容 AB 一人で子育て・就労を両立 D 電気・水道など払えず生活苦 B 呼び寄せた長男の適応困難 A+ 同国人友人によるお金・食物の支援 D+ 生活保護受給 A+ 学校の先生による情報提供
No.6	ABC 夫の過干渉・独占とDV A 仕事の解雇 ABC 夫による知人づきあいの禁止	A+ 出産時は夫がサポート ABC 夫による暴力、飲酒問題、過干渉 C 暴力によるストレスと体調不良 AB 社会資源の情報無し	ABC 夫のDV、飲酒問題で避難・離婚 AB 公的支援の情報なし C DVによるストレスと体調不良 A DVからの避難後一時帰国 B 呼び寄せまで子どもを母国で養育 A+ 姉夫婦宅に一時避難 A+ 友人による教会の紹介	B 長女を母国の実家が養育 B 超過滞在の発覚 B 子どもの教育支援ができず疎外感 A+ 次男の学校の先生による支援 A+ 姉夫婦による子どもの学習支援等
No.7	AB 在留資格が期限切れとなる A 自分の親と交流遮断 A+ 夫によるサポート A 同国人友人宅の掃除で収入を得る	D+ 夫、夫両親が出産費用を払った AB 在留資格がない状態	C 夫のDVで家を出た後離婚 A+ 日本人の知人による金銭的支援・ A+ 福祉制度手続きの支援	B 子どもの学校関係の理解困難 A+ 他児の親による支援 A+ 同国人知人による子どもの保育 A+ 近隣の人による生活対応の支援

1. 結婚後から妊娠、出産前

この時期に最も出現するのは「ネットワークからの疎外（A）」である。「ジェンダーに起因する困難（C）」は、すべて「ネットワークからの疎外（A）」と対になっている。また、「ABC」の組み合わせが最も多く出現しており、困難が複合的に生じていることがわかる。

1) 女性のネットワークにおける夫・義母の影響

「ABC」は、「夫や義母からの拒否的な言動」が主要な原因となっている。夫家族との関係は、移住外国人女性が日本で生活を営む上で、周囲から支援を得やすい環境であるかどうかに影響を与えるといえるが、7名中4名が、女性が外国人であることに対して義母からの否定的な言動、そして外出や知人との連絡に対する不快感や反対を示される経験を有していた。No. 1は、結婚当初に「義母から『外国人の嫁はいらない』と会った時にわーっと言われた。」ことがあり、結婚直後は短期間アパートで暮らした。No. 1の夫は以前日本人女性と結婚しており、前妻との間に子どもがいた。No. 1は、「義母から『自分の孫は最初の奥さんの子どもだけ。外国人の孫はいらないから子どもは産むな』と言われた。だから妊娠した時には怖くて義母に言えなかった」と語る。No. 5は、「フィリピンの家族と電話していると夫に『また?』などといつも言われ、よく喧嘩になった」と語り、自分の家族との関わりも気をつかわなければならなかったという。No. 4は、結婚後義母と夫での3人暮らしであったが、結婚後すぐに夫の弁当作りや朝食づくりを担わなくてはならなかった。日本の社会、そして家族文化に対する情報、かつ十分な日本語力があるとはいえない女性であって、義母と同居していたとしても、嫁としての役割が免除されることはなかった。また、「(夫は)『もう母親も年なんだから我慢し

てくれ』と言うだけだった。あんまりいじめるな、と言言言ってくれば違っただけですけどそういうことは全然なかった（No. 1）」といったように、女性が義母との関係で悩む時、必ずしも夫が妻の擁護をする訳ではない。

女性たちの経験の背景には、移住外国人女性に対する「ここは日本なのだから、日本人と結婚した人間として嫁の役割を果たすべき」というメッセージが含まれる。「家のこととか田んぼとか畑とか、全部やらなくちゃいけなかった。友達から電話がかかってくるけど、『日本にいらんだから同じ国の人と付き合う必要はないでしょ』、と言われてフィリピン人の友達とは付き合えなかった。教会も行っちゃだめだった。（No. 1）」、「友達を家に連れてくるのは日本人もフィリピン人もダメでした。日本語の教室も色々な国も人が集まるところもあるんだけど、内緒で行っていた。そういうところの人とお茶を飲んだりするのもダメ（No. 2）」といった語りからもわかるように、日本人の嫁として男性の家の家事を優先することが求められた。こうした、出身国の文化を尊重する時間や機会への参加を制限される経験が、女性のネットワークからの疎外につながっていた。男性の家族文化を優位とするジェンダーの影響を受けた生活状況があり、その結果としてネットワークの発展が妨げられ、日本語や日本社会全般の情報の修得が困難になった結果、外国人に固有ともいえる困難が形成されていた。

妊娠が判明してからの通院の際には、最低限ではあるにせよ、ほとんどのケースでは夫が病院に同行したり、医師の言葉を女性に説明したりして女性をサポートしていた。しかし、友人からの支援を受けた No. 3 を除き、家族から外部の情報や人のつながりを遮断されていることもあり、同国の友人含め、知人からの支援を受ける機会は有していない。この時点ですでにDVが起きているケースも（No. 6）、DV被害者支援を行う人や機関とつながることはなかった。

2) 移住労働者としての来日経緯がもつ課題

もともとは移住労働者として来日した女性は、「夫からのDV」「母国への仕送りの拒否」という形による、「ジェンダーに起因する困難」を経験することで、結婚後も引き続き担っている、母国の家族扶養が困難になっていた。DVという形はとらないものの、「結婚前は、『仕送りを助けてください』とお願いしたら『大丈夫』と言ったのに、結婚後『お金は出さない。自分でなんとかしろ』」と言われた。でも何も仕事できるものはないから、またバブで夜仕事を始めた（No. 4）」など、女性の出身国の生活構造や文化でもある、送金による家族扶養に対する拒否を経験しており、そのことは女性にとってはつらい経験として語られている。仕送りを拒否されたため自分でお金を稼ぐ、あるいは夫との喧嘩を回避するために、結婚後すぐに就労した女性（No. 4、No. 5）の場合、就労により日本語教室や社会ネットワークに関わりをもつ時間の確保がさらに困難となっていた。

「興行」の在留資格で来日する女性の多くは、来日後半年間は日本のいずれかの町に行き、そこでアパートや寮で共同生活のような生活を送りながら、夜の時間に飲食店でホステスのような仕事も含めて接客やダンス、歌手としての仕事を行う。在留資格の期限の問題により、半年後に一度帰国したのち、再び日本の違う町に行き、同じように半年働くという形で、日本と出身国を往復する生活を送る。本調査でも、「仕事で知り合った人とはその後会わないので連絡もとらない」と語った女性が多い。こうした生活では、日本人や同国人との安定した人間関係は形成されにくい。日本に何度も来日して、多少の日本語は話せるようになっていたとしても、日本人と結婚した時点で自分を支えるネットワークをすでに有しているとは限らない。継続的に付き合う知人がいない状態で結婚して、新たな街で生活を始めたときに、子どももおらず、仕事もしていない状態では尚更社会との接点は生じにくいであろう。その状態に夫や義母による制限や干渉が加わることで、ネットワークからの疎外がより強化されていることが窺える。これは、移住労働に基づく滞日外国人に固有の生活課題であるといえる。

2. 出産期

この時期は、出産直前から出産後数か月を目安として位置付けている。この時期も「ネットワークからの疎外(A)」が最も多く出現している。また、「外国人特有の脆弱性(B)」よりも「ジェンダーに起因する困難(C)」のほうが多く出現する。「ABC」の組み合わせは、継続して多く出現している。

1) 出産に対するサポート

出産に関連する事柄に対しては、家族内の軋轢は起きていようとも、夫からは通院に関わる書類の説明を受けるなど、日本語理解のサポートを中心とした支援が提供されていた。No. 3、No. 5は出産時には自分の親に來日してもらってサポートを受けながら出産期を過ごしている。里帰り出産をするケースはなかったが、自国の親が來日してサポートを行うことに対する強い反対はなかったようだった。しかし出産後に孫、あるいは子どもの誕生をきっかけに夫や義母からの制限が緩和されたり、支援的な関係になったりすることもなく、「外国人の孫はいらない」と言われたNo. 1は、その後も「おばあちゃんは一切子どもの面倒はみようともしなかった」と語る。書類に振り仮名をつけるなどの配慮は病院からも提供されていたが、福祉機関の支援や、日本語教育につながるきっかけには至らなかった。

2) 家族問題に対する支援

「ジェンダーに起因する困難」として、夫のDVがより深刻になっていく状況も示された。「ある日自宅を追い出されて雪の中をお腹が大きい状態でさまよった (No. 6)」「酒を飲むと人が変わり、朝まで罵倒された。暴力も激しく、あるときは後頭部が大きく腫れて、打ちどころ次第では死んでいたと思う。近所の家に泣きながら逃げ込んだこともあった。」(No. 6) など、深刻な暴力を受けた経験が語られている。しかし、公的支援につながった女性は皆無だった。「日本語の勉強もそこでできるかわからないし、夜は働いているから (No. 4)」「家にいないと激しく罵倒された、いつも監視された。常に夫から自宅に電話がかかってきて、自分が家にいるか確認され、それまで続けていた夜の飲食店での仕事も、夫が店のマスターに対し関係を疑う電話を何度かかけたことで解雇された (No. 6)」といったように、昼間の労働に移行する機会がないまま夜の時間帯での勤務を続けることで様々なネットワークにつながりにくくなっていた。そして、夫からのDVに関連する行動の制限や干渉も、ネットワークとつながることを阻む要素となっていた。

ギャンブルや借金といった、家族問題でもあり、かつ「経済的な問題 (D)」も出現している。夫のギャンブルや借金に悩まされたNo. 1、No. 2はいずれも義母と同居していたが、「義母に言ったが信じてもらえなかった。だから一緒にパチンコ屋さんに行こうと言いました (No. 2)」など、義母が問題解決に動く様子はなかったことが語られていた。そして、この時点でも支援に関する情報が当事者に届く場面はない。深刻なDVに至っているケースであっても、あるいは深刻なDVゆえに、外部の社会資源とのつながりが生じる機会がなく、「自分への暴力だけじゃなくたぶん子どもにも手をあげていた。子どもの背中にあざを発見したことがあった (No. 6)」など、乳児への虐待が起きていた可能性が高いにも関わらず、第三者の目にとまることはなかった。

3. 乳幼児期

この時期に最も多く出現したのは、「外国人特有の脆弱性 (B)」である。また、大きいライフイベントとなる離婚をこの時期に4名 (No. 3, No. 4, No. 6, No. 7) が経験している。一方で、状況を好転させ得る「ネットワークの発展 (A+)」や「経済的脆弱性の改善 (D+)」も出現している。

1) 離婚に起因する養育問題

離婚の主な要因は、夫によるDVや過干渉的な言動、浮気であった。離婚の際、子どもは父親からの認知を受けたことで日本国籍となっている。外国人は日本人と結婚することで「日本人の配偶者」という在留資格を得て、基本的な社会保障制度の対象となる。しかし離婚により、「日本人の配偶者」の在留資格はその期限が切れた時点で使用不可能となるため、別の在留資格を取得しない限り日本に合法的に滞在することが困難になる。こうした規定が、外国人女性に離婚をためらわせることも少なくない。本調査では「お金は一切いらなから在留資格はきちんと対応してくれ (No. 4)」と夫に交渉するなどした女性側の努力、そして女性が日本国籍の子どもの親権者となったことにより、母親も「定住者」「永住者」などの在留資格を取得できていた。そのため、離婚後に女性が自分自身の在留資格の問題で困難に直面することはなかった。

離婚に伴って生じた課題が子どもの養育であった。この時期に離婚してひとり親家庭となった女性は、子どもを養育するために、そして一部の女性は養育に加え、例え少額となっても母国に仕送りを続ける役割を続けるために、就労する必要性に迫られる。しかし、「興行」の在留資格で來日した女性にとって、一定の収入を得ることができる日中の職場への就職や転職は易しいことではない。女性は夜の飲食店、あるいは夜間帯の工

場などで就労していて、子育てと仕事の両立が難しいことにより、結果的には調査対象者全員が、母国の家族に子どもを預けて自分は日本で働くという親子別居の選択をしている。

夜に飲食店で勤務していた No. 4 は、一度は認可外保育所を利用した。しかし、「保育料が月に 10 万かったこともあった。すごく高くて、一体何のために働くのかわからない、と思う感じだった。それに、なんだか環境も子どもにとってかわいそうだった。」ということで、それよりも実家で愛情を受けて育った方が良く考えて、実家に連れて帰った。そうしたことで、母国では幼稚園に通わせることができた。女性たちは、これまでの生活の中で様々な制限を受けていたがゆえに、社会生活に対する知識を欠いた状態で月日を重ねてきている。離婚して、いざ就労を迫られた時、日本語理解力、就職に必要なスキルや情報を持たない状態で就職先を得なければならない。就労経験のある夜の飲食店での勤務 (No. 4)、「知人の家の掃除 (No.7)」や、「母国で親がやっていたみたいにおかずとかいろいろ作って、スナックとかが閉まるころ、夜中 2 時頃にスナックに行き同国人の人に買ってもらった (No.5)」など、それぞれが出来うる方法で生計を立てざるを得ない。日本の保育の大半、特に認可保育は、昼間就労している家庭を前提とした制度設計になっているため、今回の調査対象者のような女性が保育サービスを利用しながら生計を立てるのは難しい。その結果、移住労働で来日したシングルマザーの場合は、子どもを母国の家族に養育を委ね、働いて得たお金を送金する役割を担うことで親としての役割を果たしている。

母国での養育を選択した No. 6 は、離れて暮らす子どもとの関係は良好であると語る。その理由は、自分の親が「あなたの母親が日本でこうやって頑張ってお金を送ってくれているからあなたたちは近所や親戚よりずっといい生活をしているのだ」と言い続けてくれているからであるという。仕送りがあることが別々に暮らす親子の絆の維持に貢献しているが、見方を変えれば、日本で夫や義母に仕送りを拒否され、かつ子どもを母国の家族に預けている女性の場合、親子間の関係に何らかの負の影響を受けるともいえる。No. 5 は、離婚直後に一度母国に帰った際にまだ乳児であった子どもを母国の家族の元に残し、自分のみ来日してから、子どもが 6 歳に達した時に日本に呼び寄せている。その時「子どもとの関係に深刻な問題はなかったけど、子どもは母国の親族を思い出してはいつも泣いていた。」と語る。個々の家族がおかれた状況の違いはあるとはいえ、母国家族に対する愛情や責任を示すものでもある仕送りは、日本の家族の許可次第、という状況にあり、女性にとっては自分の血縁家族との関係も夫家族の価値観に左右されてしまうといえる。

2) 子どもの就園によるネットワークの変化

No. 1・No. 2 は、当初義母や夫から「母親が働いていないのだから必要ない」等の理由で、子どもが保育園や幼稚園に通うことを反対されたが、周囲の反対を押し切って保育所、幼稚園に通園させ、自分自身はその費用を稼ぐためにパートで働いた。義母や夫が子どもの送り迎えなどに協力することはなかったが、幼稚園の先生からは子育て以外の情報提供も含めてサポートを受けられるようになった。保護者同士の付き合いも始まり、幼稚園や保育所からもらってくる書類にも対応できるようになった。日本で子どもを保育所や幼稚園に通わせることは、保護者の社会生活力の向上を確実に促進するといえる。それに対し、この時期での離婚は外国人特有の日本語理解の課題も重なりあうことにより、就労と子育ての両立をさらに難しくさせるだけでなく、母国での子どもの養育を選ぶことで日本でのネットワークが広がるきっかけを手放すことになる。このことも、女性における社会生活力向上の促進機会を失わせているといえる。離婚により、女性たちは夫や義母による「ジェンダーに基づく困難」からは解放されても、母子世帯としての「子育てと就労の両立困難」という壁に直面する。第三者からはその内実は見えないため、「移住外国人女性が社会で孤立するのは日本語理解の課題が要因で、それゆえに就職も困難なのだろう」と捉えられるかもしれない。しかし実際には、日本人の家族における女性の劣位的扱いや制限、そして社会における女性の労働と子育ての両立困難といった、「ジェンダーに起因する不利」の影響でもあることを無視してはならない。

ただ、夜の飲食店での勤務を通じて、女性の勤務先の店の客や従業員仲間が重要な女性の支援者となっていたことも着目する必要がある。No. 4 は夫からの暴力を受けて家から追い出されたとき、「助けてくれる場所については何も知らなかったし、そういう情報を知る機会はなかった。唯一思いついたのがお店のお客さんで、信頼できるお客さんに電話をした。そうしたら夫への電話をかけてくれた。そのお客さんは本当にいい人で、離婚した時は手続きや新しいアパート探しなども全部一緒にやってくれた」と語る。また他にも、「生活保護

だけではなくて子どもの手当の手続きも全部手伝ってくれた (No. 7)」「学校のプリントはお客さんが教えてくれた (No. 4)」など、生活に必要な情報を丁寧に教えてくれたり、代わりに役所に行ってくれたりするといった形で、生活をサポートしていた。仕事の時間帯や業種に関わらず、就業は確実にサポートネットワークの発展につながることを示している。

4. 小学校就学期

この時期は、「外国人特有の脆弱性 (B)」が最も多く出現している。「ジェンダーに起因する困難 (C)」の出現はみられなかった。そして、「ネットワークの発展 (A+)」が最も多く出現した。

1) 親としての困難

「ネットワークの発展」が最も多く出現した要因は、子どもの小学校への就学である。子どもの就学は、女性が親としての役割を担うために様々な人や制度と関わりを持たざるを得ない状況におく。この時期に多い「外国人ゆえの脆弱性 (B)」の内容は「新たな、学校関係のことをこなす困難」である。No. 6は「最初は『授業参観』という言葉の意味もわからなかった。宿題などもみてあげることが出来なくて姉の夫 (日本人) に電話していた」と語る。また、No. 6は「子どもの親の集まりで、誰が何をするかという役割を決める時に他のお母さんに『〇〇さんは日本語が難しいからその役割は無理ではないか』と言われたことがあり、恥ずかしくて逃げてしまったことがある」とも語り、他の親ができていることを自分ができないことが、精神的なストレスであったともいう。しかし、就学に関連して出てくる親の様々な仕事に関しては、学校の先生、子どもの保護者、そして勤務先の客など、様々なネットワークによる支援が皆無という女性はおらず、問題が未解決のまま女性が抱え込むような構造にはなっていない。

子どもの就学は、女性に学校関係の支援を行う苦勞を経験させる一方で、先生や保護者とのつながりを広げるきっかけともなった。「学校から子どもが持ち帰ってくるものでわからないものがあると、他のお母さんに聞いた (No. 5)」「子どもがサッカーを始めたならそこのお母さんバイト先が同じ人だった (No. 1)」など、地域での人間関係が、頼ることができる人が複数の重なりを形成していく様子がみられた。

2) 社会生活力の向上

子どもを母国の家族が養育していたが、小学校入学時期に合わせて子どもを日本に呼び寄せたケースでは、「小学校の入学期に学校での勉強に最初はついていけなかったが、時間とともにわかるようになり、何とかなった (No. 4)」、また「幼稚園に行っていないから心配だったので公文に少し行かせた (No. 5)」など、女性も子どもに対してでき得る学習支援をしながら、適応していったようである。

No. 1, No. 2は、共に夫の借金やギャンブルの問題により困窮が深刻化していき、子どもが小学校を卒業してから離婚する。二人とも、子どもが保育所、幼稚園を利用していたことで保護者との交流があり、日本での生活については様々な事情に詳しくなっていた。そして、子どもが小学校に通学してからも工場やホテルのベッドメイキングなどの仕事を続けており、子どもの学校関係の事柄をこなすことに苦勞したり、就職が決まらない、といったりした困難は経験していない。子どもが早い段階で保育所や幼稚園に行くことは、親がその後離婚した場合に自立生活への移行をスムーズにする要因になると推測できる。

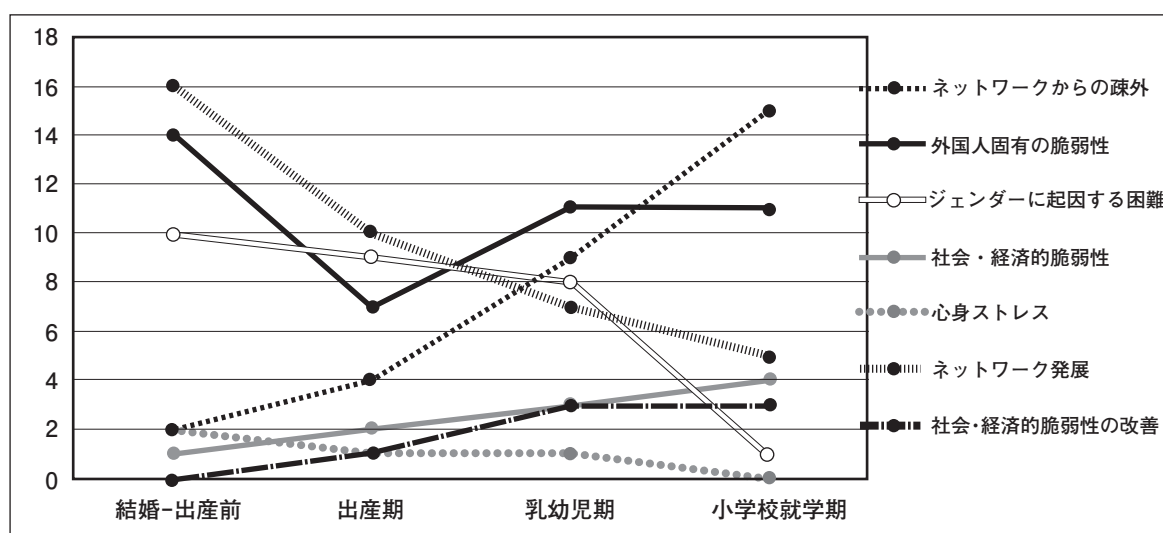
さらに、日本人の夫と離婚後、同国人のパートナーとの付き合いが新たに始まっていた女性 (No. 7) ではパートナーの在留資格がないケースがあり、現在収容されてはいないが入国管理局の指示や指導を受ける立場にあることで、様々な生活上の制限を経験していた。しかし、知人の紹介で NPO 法人の支援を受けながら問題に対処しており、何らかの社会資源とつながりを持つことができていた。

V. 考察

1. 移住外国人女性が直面する諸困難とネットワークの推移

組み合わせを含め出現したものをすべて加算していくと、各時期における要素の推移をみることができる (表 4)。(A、ABC、の場合、Aを2としている)

表 4. 子育て期の移行と課題の変化



結婚から出産期には、「ネットワークからの阻害」「外国人固有の脆弱性」「ジェンダーに起因する困難」すべてを経験する傾向にあるが、子どもの発達に伴い「ネットワークからの疎外」が改善されていく。一方で、「外国人固有の脆弱性」は小学校就学期になっても出現しており、日本での生活の長期化は、日本語理解力や社会生活の知識量といった外国人固有の課題を必ずしも改善させるとは限らないことを示している。「外国人固有の脆弱性」が出現し続ける背景には、2つの要因があると思われる。一つは、「ネットワークからの阻害」や「ジェンダーに起因する困難」の影響により、日本語理解力を高めたり、社会との接点を持ったりすることが困難になることで「外国人固有の脆弱性」が改善しないというものである。もう一つは、子どもの発達段階の移行に伴い、女性が親として関わりを持つ教育システムがその都度新しいものとなるがゆえの困難である。

前者については、出産期までの時期においてネットワークの発展がみられないことが要因であろう。出産は、ネットワークの発展につながってもよいライフイベントであるにも関わらず、そうならないのはなぜか。要因の一つは、出産後の関係は数週間で終わり、長期的な付き合いにはならないことであろう。かつ、本研究を踏まえれば、出産期においては夫が医師の話を説明したり、母国の親によるサポートを容認したりするなど、支援的な姿勢をとることが多いために、女性の困難感が他者からは気づかれにくいまま、時間が過ぎてしまうとも考えられる。しかしそのことは、日本社会での生活知識を得る機会を逸したままの生活に対して、支援や介入がなされないまま過ぎ去っていくことを意味する。出産期は、何らかの困難を経験している移住外国人女性にとっては、社会資源と本格的につながるができる最初のチャンスともなるだろう。この時期に、母親として一定の社会生活力を持つ機会の提供が重要であると考え。移住女性の社会参加においては来日初期段階の日本語教育が重要となる（内海ら 2010）という指摘もあるように、後々起こり得る困難の予防という観点からも、早い段階で支援が提供されることが必要である。例えば母子保健関連の支援のなかに外国人母親向けの生活ガイダンスや相談事業、妊婦を対象とした子育てサークルを組み込むといった、女性のネットワークの発展につながる企画が検討されるべきである。移住外国人女性は、地域社会への生活圏の拡大に伴い、そこで形成される様々なネットワークへの社会参加を通して、定住への意思が強まっていく（南 2010）ため、生活圏の拡大につながるような働きかけが母子保健サービスに組み込まれることが女性の社会統合において有効である。

後者については、その都度対応する事柄が新しいゆえの苦勞であるならば、時を追うごとにその苦勞は解消されていくともいえる。ただ、母親の役割を離婚その他の家族問題と同時進行で対応するのは厳しいであろうことから、日本語や社会知識を伝える支援が学校や保育所等によって提供されることが望ましいのではない。また、日本語理解力の向上が、親としての役割遂行を助けるため、教育機関と行政、ボランティア団体などが連携して提供するシステムづくりも有効であると考え。

2. 移住外国人女性の離婚と子育てをめぐる諸困難

移住外国人女性が離婚するまで、そしてその後の子育てプロセスにおいて経験する福祉課題は、家族からの拒否や制限など、ジェンダーに基づく困難の蓄積も背景にある。結婚初期に日本での社会生活に必要な知識やネットワークを発展させることができないことが、その後離婚した際に就業にも支障をきたす。外国人支援を行う機関のデータ分析による研究（南野 2014）では、DV被害経験をもつ女性は、もともと社会生活力を向上させる機会に乏しい生活構造をもつことが認められている。「興行」の在留資格で来日して、就業経験が夜の飲食店のみという女性が、子どもが乳幼児の時期に離婚すると、昼間の仕事をすることで認可保育を利用できる環境をつくるか、夜の仕事を続ける一方で夜間の保育を確保するか、という選択を迫られる。興行の在留資格で来日した女性にとって、昼間の仕事の確保は必ずしも容易ではない。結婚後社会から遠ざかり、日本語能力が十分とはいえない場合はなおさらである。No. 3の「知り合いで昼間の仕事をしている人はいなかった」という言葉からも、それまでに女性たちが構築してきた生活構造やスキルは、昼間に働いて保育所を利用する生活とは異なる。女性たちが生計を立てる役割を遂行するために、高額な保育サービスを利用したり、自国の家族に預けたり、知人に世話を頼んだりせざるを得ないことからわかるように、日本での就労で求められる知識や言葉の理解、そしてネットワークや保育へのアクセスにおいて困難を抱える女性は、子育てと仕事の両立は切実な問題となる。そうして、子どもと別々の場所での生活することを余儀なくされてしまうことは、外国人特有の困難である。子どもにとっては、親と別々の国で暮らし、その後の呼び寄せを経て日本での生活に入り、適応に苦労するという、ウェル・ビーイングを損ない得る環境となっている。移住労働を行う外国人家族の間では、自分自身は国外で働き、その間子どもを母国の家族に託すことは非常に珍しい訳ではないとはいえ、もし親子が同居を維持しながら日本で生活続けることが可能であれば、子どもの小学校就学でも、よりスムーズな適応が可能となるはずである。その点からも、夜の勤務を選択せざるを得ない女性に対する保育サービスの拡充を提言したい。様々な要因により、飲食業のみならず、夜間の弁当工場や製造業の仕事を掛け持ちするなど、夜間の就労をせざるをえない子育て中の女性は少なからず存在する。そうした女性への認可保育に匹敵する保育料やサービスをもつ保育の提供は、移住外国人女性にとっては、親子が分離される生活の防止、女性の社会的自立、そして子どもの小学校へのスムーズな適応という観点からも重要である。

現在、夜間の保育サービスとして中心となるのは、児童福祉法に基づく認可を受けていない「認可外保育施設」のなかでも「①夜8時以降の保育②宿泊を伴う保育③一時預かりの子どもが利用児童の半数以上」のいずれかを常時運営している「ベビーホテル」となる。平成25年度におけるベビーホテルの数は1,767カ所で、3万2,984人が利用している（厚生労働省 2015 c）。一方、平成27年4月1日時点における保育所及び幼保連携認定こども園（2号・3号認定）の定員は247万人（厚生労働省 2015 d）で、夜間の保育ニーズに対応するサービスがいかに少ないかがわかる。母子家庭の貧困や多様な就業環境に対応するためにも、今後一定の質を保障された夜間の保育の拡充が必要ではないか。

ただ、仮に同様の状況を日本人の母子家庭が経験した場合、移住外国人女性のように知人同士で助け合ったり、遠く離れた家族の支援を受けたりすることもないケースもあるだろう。移住外国人女性が有する、インフォーマルな支援や自分の家族との強いつながりは、彼女らの困難の対処におけるストレングスであるという見方もできる。

3. 国際離婚と女性のネットワーク

ジェンダーに起因する夫や夫家族からの制限や干渉が、女性のネットワークの発展を妨げると先に述べた。ネットワークの発展に寄与するライフイベントは、子どもの就園や就学、そして離婚と就職である。保育所や幼稚園では、近年は外国人の親に対して丁寧な支援を行うところも存在する（川田 2012）が、実施、活用においては十分な状態ではない。保育所による親の教育的支援は、福祉的な課題を抱える女性への支援において重要である。その際、外国人の相談に対応する保育所からの相談に対し、外国人支援機関や、当該分野の知識をもつ専門職等がスーパーバイザーとして関わることで、移住外国人女性の子育て支援を諸機関が連携しながら保育所や幼稚園によって提供されることが有効であろう。

離婚や就職は女性の活動範囲の拡大につながるライフイベントであり、かつ困難が第三者に伝わるきっかけ

になりやすいものでもある。実際、経済困窮に対しては、様々な立場からアドバイスや支援が提供されていた。しかし DV については、深刻な状態であったにも関わらず、機関の紹介を含むサポートは行われていなかった。家族内の問題であるということも支援が届きにくい要因ではあるが、来日後早い段階での DV 被害に対する支援情報が提供されるべきであろう。ただ、方法によっては日本人との国際結婚に対する先入観を持たせることにもつながりかねないため、韓国でも行われているような多文化家族支援のため社会統合プログラムを導入し(原 2011)、その中で DV 被害や家族内での抑圧に対する相談機関の紹介を行うといった支援が求められよう。

Ⅵ. おわりに

本研究では、ジェンダーに基づく困難が、結婚後に女性に対する制限や干渉という形で出現し、その後離婚した際にそれらが子育てと終了の両立困難の一因を形成すること、そしてそのことは子どもを日本で養育することを困難ならしめ得ることを示した。そして、結婚直後から出産期における女性の社会生活力を高めるような支援、及び支援情報の提供、夜間の仕事を選択せざるを得ない女性に対する保育支援、そして保育所での母親支援の強化と外国人支援に関連するスーパーバイザーの配置の必要性を指摘した。これらの支援は、実際には国籍問わず、母子世帯全般に対する支援において重要であると思われる。本研究の限界は、調査対象者が結果的にフィリピン人のみとなったために、他国の移住外国人女性の状況にすべてを等しく当てはめることが困難である点、そしてインタビュー調査は基本的に日本語で実施したが、調査協力者の日本語理解の状況や調査実施者側による女性の言葉の解釈に齟齬があった可能性は否めない点である。今後も、地域や対象者をさらに広げて調査を重ね、質・量ともに事例の蓄積することが必要である。

近年、日本では労働力不足に対する解決策として外国人労働者の活用の検討を進めていることもあり、多様な文化背景を持つ家族の増加を前提としたソーシャルワーク実践が一層求められる。今後も調査を継続的にを行い、社会情勢の変化や地域の課題を踏まえつつ、子育て支援、そして女性の離婚後の自立支援において有効となる支援のあり方を検討していく。

文献

- Alan J Dettlaff & Ilze Earrer (2012) Children of immigrants in the Child Welfare System: Characteristics, Risk, and Management, Families in Society: The Journal of Contemporary Social Services, 93(4), 295-303.
- 新田目夏実 (2015) 「フィリピンの移民政策—「移民大国」の現状と将来」『市民が提案するこれからの移民政策 NPO 法人 APFS の活動と世界の動向から』 170-186.
- 原史子 (2011) 「韓国における多文化家族政策と支援の現状—重層的な生活課題をかかえる家族への支援—」『金城学院大学論集 社会科学編』 8(1), 102-121.
- 初瀬龍平 (2009) 「人権と国際結婚」『アジア・太平洋人権レビュー 2009』 8-15. 現代人文社.
- 堀田正央 (2008) 「外国人母子支援のための母子保健関連サービス向上に関する研究」『埼玉学園大学紀要 (人間学部篇)』 8, 129-137.
- 法務省 (2015) 『平成 27 年 10 月 16 日 プレスリリース 平成 27 年 6 月末現在における在留外国人数について(確定値)』 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00054.html
- 法務総合研究所 (2012) 『研究部報告 47 来日外国人少年の非行に関する研究 (第 1 報告)』 http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00063.html.
- 今村祐子・高橋道子 (2004) 「外国人母親の精神的健康に育児ストレスとソーシャルサポートが与える影響—日本人母との比較」『東京学芸大学紀要』 55, 53-64.
- International Organization for Migration (2013) 『Country Migration Report The Philippines 2013』 .
- イシカワ エウニセ アケミ (2010) 「日本からブラジルに帰国した子どもたちの教育」『静岡文化芸術大学研究紀要』 11, 11-5.

- 石河久美子(2003)『異文化間ソーシャルワーク 多文化共生社会をめざす新しい社会福祉実践』川島書店.
- 岩田正美(1995)『MINERVA 社会福祉叢書 戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房.
- 鍛冶 致(2007)「中国出身生徒の進路規定要因—大坂の中国帰国生徒を中心に」『教育社会学研究』80, 331-349.
- 嘉本伊都子(2009)「日本における国際結婚」『アジア・太平洋人権レビュー 2009』19-30. 現代人文社.
- カラカサン〜移住女性のためのエンパワメントセンター・川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)(2013)『フィリピン人シングルマザーの就労実態と支援にかんする調査報告書』カラカサン・川崎市男女共同参画センター.
- 川村千鶴子(2004)「多文化共生社会への提言—多文化共生庁の創設(特集)21世紀の人の移動と人間環境(2)」『環境創造』6, 29-43.
- 川田敏章(2012)「地方自治体の在住外国人の母親への支援体制に関する一考察—横浜市の事例から」『愛知淑徳大学論集』(8), 51-62.
- 児島 明(2008)「在日ブラジル人の若者の進路選択過程—学校からの離脱/就労への水路づけ」『和光大学現代人間学部紀要』1, 55-72.
- 国際移住機関(IOM)(2008)『日本におけるベトナム難民定住者(女性)についての適応調査』国際移住機関.
- 厚生労働省(2013)『社会保障審議会児童部会第3回ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会母子生活支援施設における支援について 資料2 大塩委員提出資料』
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000336oi-att/2r985200000336pz.pdf>.
- 厚生労働省(2015a)『平成27年我が国の人口動態(平成25年までの動向)』
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/81-1a2.pdf>.
- 厚生労働省(2015b)『全国被保護者調査』http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001139290&requestSender=search.
- 厚生労働省(2015c)「平成25年度認可外保育施設の現況取りまとめ」雇用均等・児童家庭局 保育課(3月31日)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000080127.html>
- 厚生労働省(2015d)「保育所等関連状況取りまとめ(平成27年4月1日)及び『待機児童解消加速化プラン』集計結果」雇用均等・児童家庭局 保育課(9月29日)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000098531.html>
- 南 紅玉(2010)「外国人花嫁の定住と社会参加」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』59(1), 187-207.
- 南野奈津子(2013)「外国人保護者への保育支援に関する一考察—家庭的保育事業の可能性の模索」『大学院紀要』72, 177-186.
- 南野奈津子(2014)「外国籍女性が抱える多層的な福祉課題に関する研究」『日本保健福祉学会 第27回学術集会 口頭発表』.
- 南野奈津子(2015)「近年における多文化子育て家庭の課題及び支援に関する研究動向」『大学院紀要』74, 113-122.
- 三田村徳美・山崎 瑞紀(2010)「異文化を背景に持つ親子が抱える問題に関するインタビュー調査」『東京都市大学 環境情報学部 情報メディアセンタージャナル』11, 143-148.
- Myungkook Joo(2013) Explaining heterogeneity in the child poverty rate among immigrant families: Differences by parental citizenship, Children and Youth Service Review 35(9), 668-677.
- 内閣府(2014)『平成26年版 子ども・若者白書』
<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/index.html>.
- 中谷礼美・須藤とみゑ・橋本康男ほか(2006)「異文化を背景とする子どもたちへの教育支援に関する研究」『広島大学留学生教育』10, 43-58.
- 日本社会福祉士会 国際・滞日外国人支援委員会(2015)『滞日外国人支援に携わる人材の養成に関する調査研究報告書』日本社会福祉士会.
- 李 節子(2004)『在日外国人女性のドメスティック・バイオレンス被害に対する社会的資源—その現状と課題

- 委託調査報告書』財団法人 女性のためのアジア平和国民基金.
- 呉 世蓮 (2011)「韓国の多文化教育政策に基づく教育支援事業の取組み—光州広域市教育庁の取組みを中心として」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』19(2), 71-81.
- 賽漢卓娜 (2009)「周縁化される中国人女性の結婚移民」『アジア・太平洋人権レビュー 2009』現代人文社.
- 齋藤百合子・パタヤ・ルアンケーオ (2009)「外国籍女性とその子どもたちの社会包摂—福岡県のフィリピン人およびタイ人女性の多文化共生—」『アジア女性交流・研究フォーラム』39-54.
- 佐竹眞明 (2009)「フィリピン・日本結婚のありようとこじれ: 日本男性の変化と離婚を中心に—」『アジア・太平洋人権レビュー 2009』32-44.
- 関口知子 (2007)「移動する家族と異文化間に育つ子どもたち—CCK/TCK 研究動向」『南山短期大学紀要』35, 205-232.
- 総務省 (2015)『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』(平成 27 年 1 月 1 日現在)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_03000062.html.
- 高橋里亥・古川洋子・正木紀代子ほか (2007)「滋賀県における在日ブラジル人女性の妊娠・出産・産後のケアに対する調査」『人間看護研究』5, 57-71.
- 武田 丈 (2004)「コミュニティエンパワメントのための参加型リサーチの可能性—滞日外国人コミュニティの抱える問題とその支援方法」『関西学院社会学部紀要』96, 223 - 234.
- 武田 丈 (2009)「日本における多文化ソーシャルワークの実践と研究の必要性」『ソーシャルワーク研究』35(3), 4-16.
- 武田真由美 (2007)「A 県における在日外国人の子育てニーズに関する探索的研究—在日外国人保護者、行政担当者、支援者へのインタビュー調査より」『(高田眞治名誉教授追悼号) 関西学院大学社会学部紀要』103, 115-127.
- 田中良幸 (2010)「児童相談所が持つべき多文化社会コーディネーター機能—ソーシャルワーク実践におけるニューカマー家庭の支援事例を通して」『多言語多文化—実践と研究』13, 46-67.
- 寺田喜美代 (2006)「わが国における外国人支援に関するソーシャルワーク理論の整理」『清和大学短期大学部紀要』35, 91-105.
- 寺田喜美代 (2009)「外国人 DV 被害者に対するソーシャルワーク実践に関する考察—母子生活支援施設における被害者支援の聞き取り調査から」『ソーシャルワーク研究』35(3), 198-204.
- 鶴岡章子 (2008)「在日外国人母の妊娠・出産および育児に伴うジレンマの特徴」『千葉看会誌』14(1), 115-123.
- 内海由美子・澤 恩嬉 (2010)「韓国人女性がなぜ日本に結婚移住するのか—山形県における聞き取り調査の結果に見るプッシュ要因」『山形県留学生教育と研究』2, 13-29.
- 于 涛 (2008)「Y 市における外国人児童生徒に対する教育支援体制に関する考察—どうか教育からの脱却に注目して」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』2(1), 91-102.
- ユン・ソンヨン (2004)『日本の地域社会における「在日外国人」の現状と社会福祉実践の方向性—「在日外国人」母親の社会的孤立への支援』『評論・社会科学』74, 109-124.